

# 海外労働事情

## イギリス

### 外国人労働者問題で報告書相次ぐ

外国人労働者のイギリスの経済・社会への影響を分析した報告書が、議会や民間シンクタンクなどから相次いで発表されている。昨年暮れ「外国人労働者はイギリスにとって有益」とした政府の報告書が、誤ったデータに基づいていたことが指摘されて以降、情報不足もあって、国内では外国人受け入れの是非をめぐる議論が錯綜している。このような状況を反映して、各報告書の主張もさまざまだ。

### 貴族院委員会、政府に受け入れ数制限を提言

政府は、東欧諸国などからの移民急増に伴う国内の関心の高まりへの配慮などから、昨年一〇月に報告書を発表、外国人労働者の増加はイギリス経済の人手不足を緩和し、また税金や国民保険料などの増収を通じて財政改善に貢献する、との認識を示した（当サイト一・一月の記事参照）。しかし、議論の土台となる近年の外国人流入数が、データ不足などから実際を大きく下回って推計されていたことが明らかに、現状に関する把

握の不足や管理体制の不備をめぐって、政府への非難が相次いでいた。

これに対して、貴族院の経済問題特別委員会が四月はじめて公表した報告書は、政府が主張する外国人受け入れの「利益」は限定的であるとして、EU域外からの外国人受け入れ数の制限を勧奨する内容だ。社会保障制度や住宅関連のサービスの利用にかかるコストを差し引けば、外国人の流入による既存の国内居住者一人当たりの利益はごくわずかで、また長期的には国内の人材不足への効果も薄いとされている。むしろ今後の継続的な流入は、公共サービスへの圧迫や労働条件の引き下げなどを招きかねないとして、外国人の流入をコントロールすべきだ、と



の見解を示した。すでにこの二月末から段階的な運用が開始されているポイント制（外国人を入国目的や専門技術等に選別して、年齢や学歴などに基づく入国資格を定める）についても、専門技術労働者の選択的受け入れという方向性は評価しつつ、例えば第二階層にあたる専門技術労働者（skilled worker）に関して設定されている資格要件が明確に整理されておらず、重複や矛盾などから混乱を招きかねないなど、問題点を指摘している。

### 東欧からの外国人流入は一段落

委員会の提言に対して、政府は外国人労働者の受け入れによる利益を改めて強調、数量制限を採用する可能性を否定している。

同月、経済問題委員会の報告書に続いて、民間シンクタンクからも外国人問題に関する二つの報告書が公表された。いずれも近年の東欧諸国からの外国人の流入に焦点を絞って分析を行っており、論点は異なるが、いずれも政府の立場を補強する内容となっている。

そのひとつ、Institute of Public Policy Research による報告書は、東欧諸国（二〇〇四年にEUに加盟したポーランド

やチェコなど八カ国（A8）からの外国人の急激な流入はすでに一段落しており、また二〇〇四年からの四年間で流入した約一〇〇万人の半数近くがすでに帰国したとみられる、と分析する。帰国の主な理由として、家族と生活したいからなどをあげている。また報告書によれば、A8からの労働者向けの労働者登録制度（Worker Registration Scheme）の記録や既存の調査等は、外国人労働者の多くが短期の就業を前提としており、定住目的が多かったこれまでの外国人の流入とは形態が異なるという。さらに、東欧諸国からの外国人の八四％が就業しており（イギリス人の平均より九ポイント高い）、求職者給付などの申請者は国民保険に加入している外国人のわずか二・四％にすぎないことから、外国人がイギリスの社会保障制度に依存しているといった批判はあたらない、と指摘している。

一方、Work Foundation の報告書は、外国人労働者の増加による経済効果を強調する内容だ。外国人の増加による失業の悪化や賃金水準低下などの悪影響に関する議論は、多くの場合、不安感や悪意に基づくもので、イギリスの実態には当てはまらないとして、むしろ人材不足の緩

和を通じて安定した経済成長に貢献するなど、多大な利益をもたらしたと主張している。報告書はまた、東欧からの外国人の流入は今後五年で急速に縮小するとみており、このため今後も開放的な政策を継続していくべきであるとしている。政府に対しては、外国人増加の利益をより確かなデータに基づいて示すことや、ポイント制の運用による専門技術労働者の積極的受け入れと併せて、最低賃金制度などで最低限の労働条件を確保することにより、外国人労働者に対する搾取を防ぐことなどを求めている。さらに、二〇〇七年にEU加盟を果たしたルーマニアとブルガリアからの労働者について、イギリスでの就労が限定的にしか認められていないことに触れ、再検討の必要を示唆している。

### 制度の厳格化による影響に懸念も

イギリスにおける一連の移民制度の改正はまだ始まったばかりだ。根幹となるポイント制についても、想定されている五区分（高度専門技術労働者、専門技術労働者、単純労働者、学生、短期就業者など）のうち、第一区分にあたる高度専門技術労働者に関する部分のみが実施されているにとどまる。

政府は五月、今年後半から実施予定の第二区分（専門技術労働者）の導入をめぐって、

働者)の制度内容について、詳細を明らかにした。新たな制度の下では、政府が新設した移民提言委員会 (Migrant Advisory Committee) によって人手不足と判断された以外の職種で、欧州経済圏 (E E A - E U 諸国およびアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー) 外から労働者を雇用しようとする場合、企業は外国人を雇用するためのライセンスの取得が義務付けられ、また最低二週間の求人を行って、E E A 内での調達が困難であることを証明することが求められる。また E E A 外から当該の区分で就労許可を申請する者は、上記手続きを経た事業主による雇用先が確保されていることを前提に、英語能力や資格・収入などに関する審査を通過しなければならぬ。違反事業主に対しては、違反となる労働者あたり最高で一万ポンドの罰金が科される。

またこれ以外に、市民権 (citizenship) や定住権の取得についても、審査基準を厳格化することにより、在留資格の別に社会保障制度などの利用を限定する方向性が打ち出されており、今後、法制化が進められる予定だ。これには、イギリスの福祉制度への外国人の依存を許している、といった国民の批判に応える意図があるとみられる。

現地報道などからは、外国人労働者に依存するところの大き

い建設業、農業などの産業を中心に、移民制度の厳格化による影響への懸念が広がっている様子がうかがえる。経営側からは、必要な労働力の確保が阻害されないよう、手続きの円滑化を求める声があがっている。また、英国労組会議 (TUC) が一部の業界団体や市民組織、学識者などと昨年立ち上げた「立場の弱い労働者に関する委員会」 (Commission on Vulnerable Employment) も、先づ公表した最終報告書で、外国人労働者の権利保護を推し進める方策の一環として、A 8 諸国向けの労働者登録制度は廃止すべきであると主張している。

【参考資料】

- House of Lords Select Committee on Economic Affairs "The Economic Impact of Immigration"
- Work Foundation "Migration Myths: Employment, Wages and Labour Market Performances"
- IPPR "Floodgates or Turnstiles? Post-EU enlargement migration flows to (and from) the UK"
- TUC Commission on Vulnerable Employment "Hard Work, Hidden Lives - The Full Report of the Commission on Vulnerable Employment"
- UK Parliament "Work Foundation"
- IPPR "UK Border Agency" Times Online "Guardian Unlimited" Personnel Today 各ウェブサイ

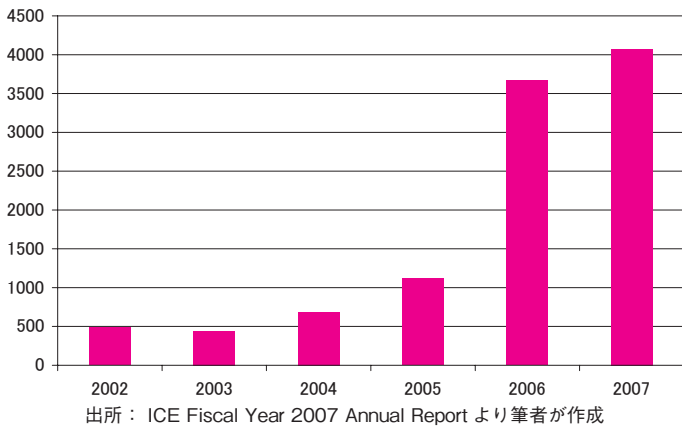
(国際研究部)

アメリカ

不法移民労働者、逮捕者数急増—政府、取り締まりを強化

米政府は不法移民労働者取り締まりを強化しており、移民税関捜査局 (Immigration and Customs Enforcement: ICE) による事業所に対する取り締まりの結果である検挙者数は、二〇〇四年の六八五人から、二〇〇六年には三六六七人に増加、二〇〇七年は四〇七七人にのぼっている (図1参照)。一九八六年移民改革統制法は、不法移民である被用者とともに雇用す

図1：移民税関捜査局による職場での不法移民労働者逮捕者数



る側を処罰することによって非法移民労働者の流入を防ぐことを目指したが、使用者が非法移民と知った上で雇用した場合に限定する一文が加えられる政治的判断が加わり、その結果、使用者が処罰を受けることはほとんどない。

一方でメキシコ国境からの毎日二〇〇〇人規模の不法入国者があり、二〇〇七年を通じての逮捕者数は八五万人強となっている。ただし、この数は最も多かった二〇〇〇年二六四万人からほぼ半減しており、最近五年の中で最も少ない水準である。

アイオワ州で今年最大規模の摘発

アイオワ州バストビルにあるアグリプロセサー社の食肉加工工場で、五月二二日、今年最大規模の摘発が行われ、三九人が逮捕された。同社はユダヤ人向け食肉加工の国内最大手で「Aaron's Best」のブランドで知られている。パストビルの工場はアイオア州ワテローから北西七〇マイルほどのところに位置し八〇〇人の従業員が働いている。その

半数以上がグアテマラの地方から来た労働者であるという。逮捕された不法移民労働者など二七〇人は、異例の速さで裁判が行われ五月二三日になって五カ月間の懲役刑に処する判決が下された。有罪判決を受けた移民労働者のほとんどは、偽造の社会保障カードと在留資格証を用いて職を得ていた。

裁判において彼らは手足を拘束されたまま一人ひとりのグループで法廷に入り、ほとんどの者は弁明することなく罪状を認め五カ月の刑を受け入れた。というのは、もしも否認すれば最短期でも二年間収監されることになるからである。彼らの多くは他人の社会保障カードと滞在ビザを利用してはいるため、アイデンティティカードを悪用したという重罪に問われる。一方で食肉加工会社のマネージャーやオーナーは不法移民労働者と知らなかったという理由で咎められない。

従業員によれば工場での労働条件は劣悪で、ときおり時間外労働を命じられ夜間就業をして一日の労働時間が一四時間に及ぶこともあったという。しかも超過勤務手当はいつも支払われるわけではなかった。工場長やマネージャーは移民労働者が偽造滞在ビザで就労していることを熟知しているはずであると話す。

マット・ダメルマス連邦移民

局北アイオワ支部長は、今回の摘発は過去に類を見ないほどめざましい成果を挙げていると指摘する。ブッシュ政権下で不法移民の取り締まりが強化されるなか警告の意味づけが強い判決である。

### オーナー逮捕のケースも

アグリプロセッサ社での取り締まりに先だつ四月一六日には、テキサスの拠点とする企業、ピルグリム・プライド社の系列の五つの鶏肉加工工場で、不法移民労働者三一人が逮捕された。逮捕されたのはテネシー州チャタヌーガとウェストヴァージニア州ムーアフィールドの工場それぞれで約一〇〇人、その他にテキサス州、フロリダ州、アーカンソー州の工場である。移民税関捜査局の担当官が午前中のシフトが開始される前に工場内に立ち入り、従業員が出勤してきたところを逮捕した。従業員は突然の出来事に驚きを隠さなかったが、マネージャーらは平然としていた。

同社のスポークスマンによると、これは「摘発」ではなく、当局の不法移民労働者を逮捕に協力しただけであるとコメントしている。その上で、逮捕された労働者全てと本件に関連した従業員は解雇し、調査は継続中であるとした。不法移民労働者は工場での採用時に、他人名義の社会保障カードを携帯してい

たとされておられ、それを知らなかった同社および採用したマネージャーへの罪は問われない。同日、ヒューストンのシブレイ・ドーナツ・フロアー・アンド・サプライズ社でも二〇人の不法移民労働者が逮捕された。また、ニューヨーク州などでは

メキシコ料理店の従業員四五人だけではなく、オーナー、マネージャー一〇人も逮捕された。移民税関捜査局発表による最近の摘発と本国送還事例は表1および表2のとおりである。

### 弁護士ら取り締まり強化を批判

このような不法移民労働者の取り締まり強化に対して、ニューヨーク州ニューアークのセトン・ホール・ロー・スクールの弁護士は、摘発方法に法的問題があるとして訴訟を起こしている。また、不法移民労働者に対する裁判が公正に実施されているのか疑問視する見解もある。

先のアグリプロセッサ社のケースについて、米国民権保護士会は、起訴された移民労働者

表1：ICEによる不法就労の取り締まり例

メキシコ人、ハイチ人など	330人	マイアミ、パームビーチなど	4月7日	フロリダ州
エルサルバドル人、グアテマラ人など	53人	リゾートホテル	4月8日	ヴァージニア州北部
メキシコ人	45人	メキシコ料理レストラン	4月16日	ニューヨーク州など
不明	311人	ピルグリムプライド社	4月16日	テキサス州など5州
グアテマラ人	306人	アグリプロセッサ社	5月15日	アイオワ州
メキシコ人、ホンジュラス人、エルサルバドル人	39人以上	不明	5月16日	アリゾナ州フェニックス

参考：国土安全保障省のホームページより作成 (<http://www.dhs.gov/ximgtn/enforcement/>)

表2：国外退去の例（2008年4月から5月中旬）

ドミニカ人	83人	4月2日
キューバ人	20人	4月4日
キューバ人	12人	4月12日
ハイチ人	247人	4月15日
ドミニカ人	24人	4月22日
キューバ人	61人	4月26日
キューバ人	79人	5月10日
キューバ人	70人	5月16日

参考：国土安全保障省のホームページより作成  
<http://www.dhs.gov/ximgtn/enforcement/>

は弁護士と接見することが認められておらず、適切な手続きを経ないで裁判が行われていることに対する批判の声明を出した。弁護士の一人によると、勾留されている移民労働者にとって罪状を認めることが選択可能な最良の判断になってしまっている。しかし、弁護士は検察官がまともな審議を行おうとしないことや、移民裁判を受ける権利を放棄することに署名し、刑に服するように強要していることに対して憤りを隠さない。これでは公正な裁判ではなく政治であるとつけ加える。弁護士によれば、グアテマラ人労働者はできるだけ早期に帰国したいという意向を示している。

### メキシコ国境のフェンス強化

米国の南西側の国境警備の強化がすすめられており、二〇〇八年末までに二〇〇〇マイルのメキシコとの国境のうち六七〇マイル分のフェンス建設を終える。このフェンス建設には二億ドルもの予算を投じており、費用対効果を疑問視する見解もある。

サンディエゴ付近の国境では国境を強引に越えようとケースが増え、投石する若者と催涙ガスや胡椒スプレーで応戦する警備員の間での衝突が頻繁に生じていた。現在は、レーザーワイヤーを張り巡らし監視カメラが設置されている。フェンスを強

化することによって不法入国の試みは半減したという。

移民人権擁護団体はこのようなフェンス強化は国境の軍事化であり適切な対処ではないと批判している。サンディエゴを拠点とする人権擁護団体、ボーダー・エンジェルズ、エンリケ・モネス代表は、移民は山岳や砂漠地域から入国といった更に危険な方法をとるようになっていくと指摘する。

### 出国時に逮捕も

カリフォルニア州サンディエゴとティファナ間の国境の北五ヤードから一〇〇ヤード付近に、昨年九月以来、予告なくチェックポイントが設けられている。取り締まりは不法入国しようとする者が対象ではなく、カリフォルニア州からメキシコ側に出る不法移民である。連邦税関国境警備担当官がメキシコに向かうすべての車両を停止させ、バスの乗客などに対しては無作為に取り調べを行い、正式書類を保持していない者を逮捕している。これまでの逮捕者は数百人にも達するという。

移民局スポークスマンによれば、出国時であっても違法な滞在者であれば勾留し不法滞在の記録を残すことは公正な処置であるとする。手続きが終了すればメキシコへ帰国させている。また国境警備局員によれば、凶悪犯罪歴や複数回の移民法違反



がなければ、ほとんどは数時間以内に釈放されると説明している。

共和党ダンカン・ハンター下院議員（カリフォルニア州エルカジョン市選出）のスポークスマンはこの取り締まり強化を高く評価する。このチェックポイントはまだ一つの国境フェンスの意義があると支持している。一方、移民の権利擁護団体アメリカズボイスのフランク・シヤリー事務局長は、取り締まり強化は反移民感情を助長し悲惨な結果につながると批判している。逮捕される不法移民はブッシュ政権下の移民取り締まり強化政策によって生活が成り立たなくなると、やむなく帰国しようとしている人々である。追い出すように促しておきながら逮捕していることは信じられないと述べている。セクター・オブ・コンパラティブ・イミグレーションのウェイン・コーネリアス

部長も「自発的に出国する移民を狙った摘発は聞いたことがない」という。他に経費の無駄遣いでしかないとの声も出ている。

〔注〕

ICE Fiscal Year 2007 Annual Report  
(<http://www.ice.gov/pi/index.htm>)

〔参考文献〕

Daily Labor Report, April 18, No.75, BNA

Los Angeles Times, May 7, A17

Los Angeles Times, May 17, A1, A20

New York Times, April 17, A20

New York Times, May 13, A13

New York Times, April 4, A19

New York Times, May 21, A18, A20

New York Times, May 24, A1-A15

Wall Street Journal, April 17, A4

Wall Street Journal, April 17, A4

国家安全保障省 (U.S. Department of Homeland Security) のホームページ

※ [http://www.cbp.gov/xp/cgov/newsroom/news\\_releases/05062008.xml](http://www.cbp.gov/xp/cgov/newsroom/news_releases/05062008.xml)

小井戸彰宏 (二〇〇三) 「岐路に立つアメリカ合衆国の移民政策」小井戸編『移民政策の国際比較』明石書店、第一章所収

（国際研究部 北澤謙）

## ドイツ

### 最低賃金の論争が一段と加速—欧州司法裁判所判決の波紋広がる

ドイツの半数の州は、公共建設事業を発注する企業との契約条件に、下請け企業も含め、そ

の地域の最低賃金をはじめとした労働協約の遵守を義務付けている。ポーランドの下請け企業が絡んだ件で、欧州司法裁判所は四月三日、この州法をEC海外派遣指令九六／七一（一）に違反するとの判決を下した。この判決が同国の最低賃金制度をめぐる論争を加速させている。最賃制度の不備がこうした判決を招いたとして、かねてより制度の充実を訴えていた社会民主党（SPD）などは一段とその声を強くしている。

### 公共建設事業の委託発注州法が争点に

今回争点となったのは、ニーダーザクセン州の委託発注法。同法では、建設公共事業の入札時に、当該地で拘束力を有する労働協約を遵守する旨の誓約書の提出を業者に義務付けており（以下、「協約遵守規定」とする）、こうした協約遵守規定の適用範囲が当該受注業者のみならず、その下請業者の雇用関係にも及ぶとしている。

ニーダーザクセン州は二〇〇三年秋、入札を経てオプイエクト&パオレギー社に公共建設事業を発注した。同州の委託発注法に基づき、受注契約には、建設現場の労働者に対し、公共建設事業について当地で有効な労働協約が定める最低賃金を遵守する旨の業者側の誓約が盛り込まれていた。建設作業にあつ

て同社は、下請業者としてポーランドを本拠地とする企業を使用していたが、〇四年夏に当該下請業者の派遣する労働者が、協約に定められた最低賃金を下回る賃金で就労していた疑いが浮上した。その後、契約上の協約遵守義務を怠ったとしてニーダーザクセン州が受注契約を解約したため、オプイエクト&パオレギー社はハノーファー地方裁判所に訴えを提起した。

ハノーファー地裁は原告の訴えを棄却。その後、原告はツェレ高等裁判所に控訴した。ツェレ高等裁判所は、当該州法の協約遵守規定は、①サービズ提供の自由に関するEC条約第九九条、②サービズ提供の枠組みにおける労働者の海外派遣に関する指令九六／七一—の解釈に関わるものである」として、訴訟手続を中止した上で、欧州司法裁判所に先決的判決の付託を行った。

ドイツ国内の状況を見ると、ニーダーザクセン州に限らず、委託発注州法に労働協約遵守規定を盛り込んでいるのは全一六州のうち八州に及ぶ。一九九九年のベルリンが導入したのを皮切りに、二〇〇〇年〜〇四年の間にバイエルン、ザールランド、ニーダーザクセン、ブレーメン、シュレースヴィヒホルシュタイン、ハンブルクが、〇七年

にはヘッセンが導入。さらに今年夏には、ラインラント＝プ

アルツも同様の規定を盛り込む準備を進めていた。こうした規定の適用範囲をみると、導入時期が古いものでは建設のみに限定されているのに対し、比較的新しい規定ではごみ処理や建物清掃、警備などにも拡大されており、最近改正となったベルリン州法では、職種・業種の限定なく全ての公共事業を対象とする極めて広範なものとなっている。

### 判決—公共事業のみ対象とした協約の一般的拘束力を否認

EC指令九六／七一は、高賃金国が低賃金国の労働者を出身の賃金水準で働かせることによる「社会的ダンピング」を防止するのを目的としている。第一条第三項（a）で、適用対象をEU加盟国に所属し、国際的なサービズの提供という枠組みにおいて、他の加盟国に労働者を派遣する企業に設定。第三条第一項第一サブパラグラフでは、派遣企業が派遣先国の法律、規則及び行政規定、または一般的拘束力宣言を有する労働協約・仲裁規定に従い、派遣労働者の最低賃金などを保証するよう加盟国に義務付けている。

さらに、第三条第八項は、この場合の労働協約・仲裁規定とは、当該地域の当該職種・業種に属するすべての企業を遵守の対象にするものを指し、また、労働協約や仲裁規定に一般的拘

東力を付する制度がない場合は、当該地域の当該職種・業種に属するすべての類似の企業に一般的に適用される労働協約・仲裁裁定、あるいは国レベルでもっとも代表的な使用者団体と労働団体によって締結され、当該国のすべてにわたって適用される労働協約も根拠とすることができると規定している。

本事業ではまず、公共建設事業に従事する労働者を対象とする労働協約が上記第三条第一項第一サブパラグラフ及び第三条第八項が定める一般的拘束力宣言を受けた協約に該当するか否かが争点となった。これについて欧州司法裁判所は、当該協約が公共事業のみを対象とし民間事業には適用されないこと、また、当該協約が一般的拘束力宣言を受けたものでないことから、「同指令の手続きに沿った一般的拘束力を有する協約に該当しない」と判示。その上で、「民間事業と公共事業に従事する労働者の差別待遇を正当化する根拠もない」として、州法によって、公共建設事業のみを対象とした協約最低賃金の適用を義務付ける措置を否認した。

次に争点となったのは、EU加盟国外に本拠地を有する下請業者についても拘束力を付する委託発注法が、EC指令九六／七一に違反するか否か——である。これについて欧州司法裁判所は、同指令がEC条約第四九

条「サービス提供の自由」を追求する趣旨であることを受け、「公共事業の委託発注について地域の局地的労働協約の遵守を義務付ける措置は、低賃金国を本拠地とするサービス提供者に対し追加的な経済負担を課すもので、派遣先加盟国におけるサービス提供の自由を妨げる可能性があり、EC条約第四九条の制限に該当する」と判示。また、同指令自由競争原則からの逸脱を正当化する強制的根拠となり得る「公益（すなわち、労働者保護の必要性）」について言及し、「派遣企業が自発的に当該協約に署名する場合、あるいは派遣元加盟国の法令または労働協約が同指令を上回る有利な労働条件を定めている場合を除き、派遣労働者への保証が義務付けられる保護基準は、同指令が規定するものに限られる。それを上回る労働条件の義務付けによるサービス提供の制限は容認できない」との見解を示した。その上で、「同指令の国内法措置としての労働者送り出し法によって適用可能な最低賃金率を上回る労働条件遵守の義務付けは、労働者保護という目的からも正当化できない」とし、派遣企業に對する当該協約遵守規定の適用を否認した。

なお、上記労働者送り出し法とは、同指令のドイツ国内実施法として九六年に制定された「国境を越えた役務給付におけ

る強制的労働条件に関する法律」。建設業において一般的拘束力を付された労働協約の内容が、同協約が統一的な最低賃金に関する条項を置いている場合には、外国に所在地を有する企業とその労働者にも適用される旨定めたものだ。

今回の判決により、類似の州法を有する発注当局は対応に追われることになる。もつとも、欧州司法裁判所はこれまでも基本自由権の制限や差別待遇に関しては厳密な解釈を行ってきたものの、本件の場合、ドイツに本拠地を有する企業にのみ協約遵守を求めることも理論的には可能である。実際、ドイツ国内の先例をみると、連邦憲法裁判所は〇六年七月、当時のベルリン委託発注州法をドイツ基本法及び連邦諸法との関連について審理し、合憲との判断を下していた経緯もある<sup>3)</sup>。

しかし、今回のケースは、中央集権国家を前提とした加盟国単位の制度構築がなされる欧州法の枠組みでは、ドイツのように各州が立法権限を有する連邦制国家の諸制度が内在的にシステムエラーを起しやすきことを露呈したものである。経済のグローバル化は、そもそも国家による一律最低賃金制定の機運が高まった要因のひとつであったが、今回の判決に限らず、EUとの関連で、全国レベルでの統一的な基準の欠如がもたら

す煩雑な行政手続、コストの増大は、従来から問題視されていたことでもあった。こうした状況のなか、今回の判決を契機と捉える最賃推進派の動きに拍車がかかっている。ドイツは、四月に公表されたO E C Dの対独審査でも、最賃設定が必要な場合には、全国レベルで一般的拘束力のある賃金規定を導入するよう勧告されており<sup>4)</sup>、国際的な圧力を背景に最賃導入への機運が一層高まりをみせた格好だ。

**最賃推進派、制度充実へ運動強化**

連邦労働社会省のヴァサーヘーフェル事務次官は、「欧州プロジェクトは、統一市場と自由競争のみならず社会的水準の確保も欧州プロジェクトの柱。その方向でEUレベルでの今後の立法活動に働きかけるべきだ」との基本姿勢を明らかにした上で、今回の判決における公共事業と民間事業に従事する労働者の差別待遇に関する解釈に言及し、「この解決には、発注者が誰であろうと、ドイツにおいて最低賃金がすべての人々に一般的拘束力を持つものであると宣言する必要がある」と強調した。さらに、「その意味で、連邦労働社会省が推進している労働者送り出し法と最低賃金法による最低賃金の設定努力は、正しい道である」などと最低賃金設定

への積極的な意向を再確認。「協約遵守規定を全国レベルで一般化させるには、社会・経済的影響を検討する必要がある」と主張した。

また、政界ではかねてから最賃政策の強化を推し進めてきた社会民主党(SPD)党首クルト・ベックが、「最低賃金を全国的な選挙戦テーマに据えて新キャンペーンを行う」と訴え、これを機に最低賃金規定の適用業種の拡大を狙う姿勢だ。

他方、ユニオン議員団委員長フォルカー・カウダーは、「国内派遣労働者は九〇%労働協約にカバーされている」として、送出し法による最低賃金導入の必要性を否定する考えを堅持。SPDの提案には断固として応じない方針を明らかにしている。

同判決の影響は、最賃論争に一石を投じたにとどまらない。実務レベルでも、①既に進行中の入札手続で、協約遵守を誓約しない業者の排除が困難になる、②落札済みの公共事業でも協約違反業者の取締りが不可能になるため、競争に新たな歪みが生じる可能性がある、③より広範な賃金の地崩れが起こる可能性が否めない——といった懸念が後を絶たない。

**連邦労働社会省、最賃サイトを公開**

最賃をめぐる動きが大きく揺れ動くなか、連邦労働社会省は

五月七日、同省ウェブサイトに「暮らしがいのある国づくり」に新たに「最低賃金」の項目を公開。最賃に関する基礎知識の提供を開始した<sup>(5)</sup>。

同サイトは冒頭で、「賃金ダンピングは、労働者の尊厳を侵すものであり、労働者は労働によって生活できるだけの労働報酬を得なければならぬ。就業者に占める失業保険Ⅱ(ALGⅡ)の受給者数は全国で一二六万人(〇七年八月時点)。職があつても国家に依存することは適切な状況とは言えず、改善には最低賃金が不可欠だ」などと最賃導入の必要性を強調。最賃導入の手法としては、①労働協約法に基づき、各業種別で労働協約の一般的拘束力宣言を付する、②労働者送り出し法に基づき、法規命令または一般的拘束力宣言により、労働協約を特定職種・業種に属する全ての労働者に適用する、③最低労働条件法に基づき、業種別の最低賃金を設定する――の三つを掲げ、解説を掲載している。

これまで第二の手法である労働者送り出し法により最低賃金が設定された業種は、建設業、建設関連電気・塗装・解体、建設清掃業、三月に違憲判決を受けた郵便サービス<sup>(6)</sup>。これに加え、〇七年六月一八日の連立の合意に基づき〇八年三月三十一日までに同法による最低賃金の適用を求めて申請を出した労使

団体は、派遣労働、介護、保安警備、ごみ処理、生涯教育訓練、林業サービス、業務用繊維製品クリーニング、鉱山特殊業務――の八業種に及んだ。期日後の提出も前提条件が揃えば可能であるが、まずは期日までに申請された八業種への同法の拡張適用に向けた調整作業及び立法手続きがスタートすることになる。

一方、第三の手法については、〇七年六月時点で、労働協約がカバーする労働者が五割に満たない業種に最低賃金を設ける方向で最低労働条件法を改正する旨、与党間では合意が成立している。だが、協約自治を重んじるドイツでは、組合側の最低賃金制度への抵抗が依然として根強く、同手法による最賃設定の道のりは容易ではないだろう。

〔注〕

1. 国境を跨るサービス提供の枠組みにおける労働者の海外派遣に関する指令。
2. C.O.J., 3 April 2008, Case C-346/06, Reference for a preliminary ruling under Article 234 EC by the Oberlandesgericht Celle (Germany), in the proceedings: Dirk Ruffert, in his capacity as liquidator of the assets of Objekt und Bauregie GmbH & Co.Kg. v. Land Niedersachsen.
3. Az.: 1 BvL 4/00.
4. OECD (2008) Economic Survey of Germany 2008.
5. 連邦労働社会省最賃サイト

(http://www.fuer-ein-lebenswertes-land/masde/sites/generator/25516)  
6. J I L P T 海外労働情報 3月  
(http://www.jilp.go.jp/foreign/jihw/2008\_4/german\_01.htm)

〔参考資料〕

委託調査員レポート  
ロジェ・ブランパン / 小宮文人・濱口桂一郎監訳『ヨーロッパ労働法』(信山社)  
日本ILO協会「世界の労働」二〇〇七年第一一号。

(国際研究部)

韓国

中小企業で雇用減少の懸念――非正規労働者保護法の対象拡大が影響

「格差是正」、「雇用創出」という国民の大きな期待を背負い本年二月に発足した李明博政権であるが、四月の総選挙では与党ハンナラ党が議席の過半数を獲得したものの、物価高と景気減速が進展する中で雇用情勢も厳しい状況が続いており、就任早々から多難な政策運営を強いられている。

最近の雇用情勢を示す各指標は国内経済の減速傾向を反映して厳しいものとなっている。失業率は一月三・三％、二月に三・五％のピークをつけた後、三月三・四％、四月三・二％と若干改善傾向がみられるが、李大統領が特に注力すると公約した若年者(二〇～二九歳台)の失業

率は一月六・九％、二月七・四％、三月七・六％、四月七・四％と依然高い水準で推移している。就業者数(自営業、家族従業員含む)も二〇〇七年後半は前年比おおむね一・三％増で推移していたが、二〇〇八年に入り一月は同一・〇％増(二三・五万人増)、二月〇・九％増(二一万人同)、二月同〇・八％増(一八・四万人同)と就業者の伸びにブレイクがかかっている。このまま推移すると、公約として掲げた年間雇用創出五〇万人はおろか、その後目標として引き下げた三五万人にも届かない見通しとなっている。

こうした中で関係筋の分析では、最近の就業者数の伸びの鈍化の背景として、景気減速による採用手控えなどのほかに、非正規労働者保護法の施行の影響があげられている。就業者の内訳を本年第一四半期で見ると、賃金労働者のうち正社員の多くを占める常勤労働者は前年比四三・五万人増(〇・五％増)であるのに対し、非正規労働者である臨時雇(契約一カ月～一年未満)及び日雇(同一カ月未満)はそれぞれ前年比九・九万人減(一・九％減)、二・五万人減(二・二％減)となっている。臨時雇及び日雇の減少割合は、とくに一〇〇～二九九人規模企業において著しく、三〇〇人以上企業では〇・一％増、一〇〇人未満企業は一・一％減である一方で、

一〇〇～二九九人未満企業は一五・四％減と大幅な落ち込みとなっている。これは、昨年七月一日に大企業と公共機関を適用対象に施行された非正規労働者保護法が今年七月から一〇〇人(二九九人規模の中小企業もあらたに適用対象に追加されるため、これら企業において非正規労働者の新規採用が手控えられ、また解雇されるケースも増えているためとみられる。こうした問題の発生については同法制定に反対した野党や労働団体から懸念の声があがっていたものである。

政府はこうした事態を憂慮し、また公約として掲げた雇用問題をあらためて重視していく姿勢を示しつつ所要の対応を図っていくこととした。具体的には、非正規労働者の雇用期間を二年から三年へ延長し、派遣労働業種の規制緩和のほか、非正規労働者を正社員に転換した中小企業に法人税を一人当たり三〇万ウォン減免する内容を盛り込んだ法案を六月の国会に提出することを表明した。

〔資料出所〕

韓国労働部 Web  
韓国統計庁 Web  
NNA

(国際研究部)